

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の理由

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号)によるエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正による題名の変更および条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第15条および第18条関係)
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第14条まで 省略 (県の率先実施)</p>	<p>第1条から第14条まで 省略 (県の率先実施)</p>
<p>第15条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとする。 (1) エネルギー (<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> (昭和54年法律第49号) 第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第25条第2項および第48条第1項を除き、以下同じ。) の使用の合理化の推進に関する取組 (2)から(6)まで 省略</p>	<p>第15条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとする。 (1) エネルギー (<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u> (昭和54年法律第49号) 第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第25条第2項および第48条第1項を除き、以下同じ。) の使用の合理化の推進に関する取組 (2)から(6)まで 省略</p>
<p>第16条および第17条 省略 (エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</p>	<p>第16条および第17条 省略 (エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</p>
<p>第18条 事業者は、エネルギー消費機器等 (<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項</u>に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。) を使用する場合には、エネルギー消費性能等 (同法<u>第145条第1項</u>に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。) が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p>	<p>第18条 事業者は、エネルギー消費機器等 (<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第148条第1項</u>に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。) を使用する場合には、エネルギー消費性能等 (同法<u>第149条第1項</u>に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。) が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p>
<p>第19条以下 省略</p>	<p>第19条以下 省略</p>